

受講案内（令和7年）

駐 車 監 視 員 資 格 者 講 習

宮城県警察本部交通部交通指導課

道路交通法第51条の13第1項第1号イに規定する駐車監視員資格者講習を次のとおり行います。

申込受付期間 令和7年10月1日（水）～10月31日（金）

申 込 場 所 〒980-8410 仙台市青葉区本町3丁目8-1
宮城県警察本部1階 交通指導課駐車対策係
（上記に提出又は郵送してください。）

受 講 定 員 20名（先着順）

1 講習日時、会場

	実 施 日 時		会 場
講 習	令和7年11月26日（水）	各日	仙台市青葉区本町2丁目12-7 「ハーネル仙台 5階けやき」 TEL 022-222-1121
	令和7年11月27日（木）	9:00～17:15	
修 了 考 査	令和7年12月4日（木）	9:10～10:10 【合格発表（予定）】 会場にて11:30	

※ 午前8時45分より、5階会場前において受付を行います。

※ 会場には駐車場がありませんので、最寄りの有料駐車場や公共交通機関等をご利用ください。

2 講習要領

- (1) 講習課程は3日間です（7時間の講習2日間と1時間の修了考査の合計15時間です。）。
- (2) 修了考査は正誤式50問で、時間は1時間です。
- (3) 修了考査の合格基準は、正答率90%以上です。
- (4) 講習課程を修了し、修了考査に合格した方には「駐車監視員資格者講習修了証明書」を交付します。

3 受講手続

申込受付 期 間	令和7年10月1日（水）～10月31日（金） （土曜日、日曜日及び祝日を除く、9：00から17：00まで）																		
申込受付 場 所	〒980-8410 仙台市青葉区本町3丁目8-1 宮城県警察本部 1階 交通指導課駐車対策係 上記に提出又は郵送してください（ <u>警察署では受け付けておりません。</u> ）。 なお、郵送の場合は、令和7年10月31日まで消印のあるものだけに限り受け付けます。																		
申込に必 要な書類	○ 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通 ○ 申請用写真 1枚（申込書に貼付） ・タテ3.0cm×ヨコ2.4cm ・申請前6か月以内に撮影 ・無帽、正面、上三分身、無背景 ○ 駐車監視員資格者講習手数料 20,000円 手数料は事前に県庁（1階パスポートセンター）及び各合同庁舎（地方振興事務所）に設置されたセルフレジ（自動券売機型）で20,000円をお支払いいただき、セルフレジから<u>発行されたレシート（提出用）</u>を提出してください。発行されたレシート（提出用）は、手数料納付済を確認するための資料となります。 県内セルフレジ設置場所 <table border="1" style="width: 100%;"> <thead> <tr> <th>設置場所</th><th>住所</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>県庁1階パスポートセンター</td><td>仙台市青葉区本町3丁目8-1</td></tr> <tr> <td>大河原地方振興事務所</td><td>大河原町字南129-1</td></tr> <tr> <td>仙台地方振興事務所</td><td>仙台市青葉区堤通雨宮町4-17</td></tr> <tr> <td>北部地方振興事務所</td><td>大崎市古川旭4丁目1-1</td></tr> <tr> <td>北部地方振興事務所栗原地域事務所</td><td>栗原市築館藤木5-1</td></tr> <tr> <td>東部地方振興事務所登米地域事務所</td><td>登米市迫町佐沼字西佐沼150-5</td></tr> <tr> <td>東部地方振興事務所</td><td>石巻市あゆみ野5丁目7</td></tr> <tr> <td>気仙沼地方振興事務所</td><td>気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6</td></tr> </tbody> </table>	設置場所	住所	県庁1階パスポートセンター	仙台市青葉区本町3丁目8-1	大河原地方振興事務所	大河原町字南129-1	仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17	北部地方振興事務所	大崎市古川旭4丁目1-1	北部地方振興事務所栗原地域事務所	栗原市築館藤木5-1	東部地方振興事務所登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5	東部地方振興事務所	石巻市あゆみ野5丁目7	気仙沼地方振興事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6
設置場所	住所																		
県庁1階パスポートセンター	仙台市青葉区本町3丁目8-1																		
大河原地方振興事務所	大河原町字南129-1																		
仙台地方振興事務所	仙台市青葉区堤通雨宮町4-17																		
北部地方振興事務所	大崎市古川旭4丁目1-1																		
北部地方振興事務所栗原地域事務所	栗原市築館藤木5-1																		
東部地方振興事務所登米地域事務所	登米市迫町佐沼字西佐沼150-5																		
東部地方振興事務所	石巻市あゆみ野5丁目7																		
気仙沼地方振興事務所	気仙沼市赤岩杉ノ沢47-6																		

4 注意事項等

欠格事由	駐車監視員資格者講習を受講し、その課程を修了しても、 ○ 18歳未満の者 ○ 集团的に、又は常習的に暴力的不法行為その他の罪に当たる行為を行うおそれがあると認めるに足る相当な理由のある者 ○ アルコール、麻薬、大麻、あへん又は覚醒剤の中毒者 等欠格事由に該当する場合には、駐車監視員資格者証の交付を受けることができません。
注意事項	○ 「駐車監視員資格者講習受講申込書裏面の注意事項」を必ず読み、欠格事由に該当しないことを確認の上、講習の申込みをしてください。 ○ 「駐車監視員資格者講習修了証明書」の交付を受けただけでは駐車監視員にはならず、さらに、「駐車監視員資格者証」の交付申請が必要となります。 ○ <u>「駐車監視員資格者証」を持っても、確認事務の委託を受けた法人に属さない限り、実際に駐車監視員としての活動を行うことはできません。</u> ○ 「駐車監視員資格者証」の交付申請には、別に交付申請手数料9,900円が必要となります。(交付申請の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、9:00から17:00までとなります。)
講習に関する問い合わせ先	宮城県警察本部交通部交通指導課駐車対策係 〒980-8410 仙台市青葉区本町3丁目8-1 Tel 022(221)7171 内線 5143

※ 講習当日、講習会場受付において、本人であることを確認させていただきますので、運転免許証、パスポート等写真入りの身分証明書をご持参願います。